

大分県報

令和五年
第四二九号
七月二十五日

(火曜日)

目次

人事委員会規則

職員の地域手当の支給に関する規則の一部改正

告示

生活保護法等による医療機関の指定

生活保護法等による指定医療機関の休止

生活保護法等による指定医療機関の廃止

生活保護法等による施術者の廃止

大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務の委託

道路区域の変更

道路の供用開始

公告

土地改良区の役員の就任

土地改良区の役員の就退任(二件)

競争入札参加者の資格に関する公示(二件)

一般競争入札の実施(二件)

落札者等の公示

雑報

大分県市町村職員共済組合の決算の要旨

○人事委員会規則

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月二十五日

大分県人事委員会委員長

石

井

久

子

令和五年七月二十五日

大分県報(人事委規則・告示)

大分県人事委員会規則第二十八号
職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
職員の地域手当の支給に関する規則(平成十八年大分県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「並びに東京都特別区、立川市及び府中市並びに」を「、東京都特別区、府中市及び立川市、」に改め、「大阪市」の下に「、広島市」を加える。
第三条第五号中「福岡市」を「広島市及び福岡市」に改める。
附則
この規則は、令和五年八月一日から施行する。

○告示

大分県告示第三百三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。
令和五年七月二十五日

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
宗像医院	宗像 光輝	宇佐市大字下時枝五四九	令五・四・二二
清末歯科医院	清末 崇裕	国東市国東町富来浦一四四四番地	令五・五・一
ひだまり薬局	株式会社アイエスファーマ	別府市富士見町一番六号	令五・五・一
訪問看護かえりえ中津	株式会社やさしい手	中津市下池永八二六	令五・三・一
訪問看護ステーションつなぐ	合同会社絆	別府市石垣東七丁目二番二四号 岡山ビル一〇三号	令五・四・一

大分県知事 佐藤 樹一郎

訪問看護ステーション結	株式会社YUI	別府市大字鶴見三〇四五番地の一	令五・五・一	有限会社ひびき調剤薬局	有限会社ひびき調剤薬局	別府市石垣東八丁目五番二三号	令五・六・一
はぴりい訪問看護ステーション	株式会社月の家	宇佐市大字上田三七二番地の五	令五・五・一	有限会社やの薬局	有限会社やの薬局	豊後大野市三重町市場九三一番地一	令五・六・一
別府発達医療センター	社会福祉法人別府発達医療センター	別府市大字鶴見四〇七五番地の一	令五・六・一	訪問看護ステーションデューン佐伯	株式会社N・フィールド	佐伯市中の島一丁目九番二二号 メモリアル中の島一〇一号室	令五・六・一
別府発達医療センター(歯科)	社会福祉法人別府発達医療センター	別府市大字鶴見四〇七五番地の一	令五・六・一	<p>大分県告示第三百三十三号</p> <p>生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。</p> <p>令和五年七月二十五日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>			
独立行政法人地域医療機能推進機構湯布院病院	独立行政法人地域医療機能推進機構	由布市湯布院町川南二五二番地	令四・一・一	<p>大分県告示第三百三十四号</p> <p>生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。</p> <p>令和五年七月二十五日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>			
むさし整形外科医院	医療法人昴陽会	国東市武蔵町古市一四八番地	令五・六・一	医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
宗像医院	宗像 雅丈	宇佐市大字下時枝五四九	令五・四・一	永井薬局	永井 和枝	由布市湯布院町川上三七三七	令五・四・二五
あだち眼科	医療法人AOC	中津市中殿町三丁目一三番一	令五・六・一	<p>大分県告示第三百三十四号</p> <p>生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。</p> <p>令和五年七月二十五日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>			
塩月内科小児科医院	医療法人雄生会	佐伯市七二三八番地の一	令五・六・一	医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
にしむら皮膚科医院別府診療所	医療法人にしむら皮膚科医院	別府市石垣東八丁目五番二二号	令五・六・一	岩田医院	仁会	白杵市野津町大字野津市一五六番地	令五・六・一
青山整形外科クリニック	医療法人青山整形外科クリニック	別府市山の手町一七組の一	令五・六・一	清末歯科医院	清末 徹治	国東市国東町富来浦一四四四	令五・四・三〇
ワタナベ薬局ミント中津店	株式会社ワタナベ	中津市中殿町三一一二	令五・六・一	宗像医院	宗像 雅丈	宇佐市大字下時枝五四九	令五・四・二〇
ワタナベ薬局宇佐店	株式会社ワタナベ	宇佐市大字北字佐字前田一六二一番地五	令五・六・一	<p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>			

<p>ひだまり薬局 前薬局</p>	<p>有限会社湯谷駅 別府市富士見町一番六号</p>	<p>令五・四・三〇</p>
<p>はぴりい訪問看護 ステーション</p>	<p>株式会社月の家 杵築市山香町大字小武四〇三番 地三</p>	<p>令五・四・三〇</p>
<p>大分県告示第三百三十五号 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の施術者から廃止の届出があった。 令和五年七月二十五日 大分県知事 佐藤 樹一郎</p>		
<p>施術者の氏名 宝 秀</p>	<p>施術所の名称 かま鍼灸整骨院</p>	<p>所在地 宇佐市大字麻生五四八五番地 令五・五・一</p>
<p>大分県告示第三百三十六号 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。 令和五年七月二十五日 大分県知事 佐藤 樹一郎</p>		
<p>一 受託者の住所及び名称 大分市大津町二丁目一番四十一号 一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会 理事長 副 島 恵美子</p> <p>二 委託期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで</p>		
<p>大分県告示第三百三十七号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 令和五年七月二十五日</p>		
<p>その関係図面は、令和五年七月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和五年七月二十五日 大分県知事 佐藤 樹一郎</p>	<p>道路の種類及び路線名 区 間 区域変更前後別 敷地の幅員 延長</p>	<p>県道田野宝泉寺停車場線 区 間 前後 幅員 延長</p>
<p>大分県告示第三百三十八号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和五年七月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和五年七月二十五日 大分県知事 佐藤 樹一郎</p>		
<p>道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日</p>	<p>豊後大野市大野町藤北字榎田一一五九番二から 豊後大野市大野町藤北字高畑二三八番一〇まで 令五・七・二五</p>	<p>公 告 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、城原井路土地改良区（竹田市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和五年七月二十五日 大分県知事 佐藤 樹一郎 （就任役員）</p>

令和五年七月二十五日

大分県報（公告）

四

役員		氏名	住	所
監事	工藤 壽久	竹田市大字城原一七七八番地		
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、五馬本村土地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>令和五年七月二十五日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>				
役員		氏名	住	所
理事	湯浅 正徳	日田市天瀬町五馬市一三〇五番地二		
〃	湯浅 信也	〃 天瀬町五馬市八二八番地		
〃	竹尾 秀広	〃 天瀬町五馬市六八六番地二		
〃	梅木 孝則	〃 天瀬町五馬市七九三番地二		
〃	松原 雅隆	〃 天瀬町五馬市八一八番地三		
〃	松本 隆義	〃 天瀬町五馬市七七九番地		
〃	梅木 久海子	〃 天瀬町五馬市一〇五六番地三		
<p>（就任役員）</p>				
役員	氏名	住	所	
理事	湯浅 正徳	日田市天瀬町五馬市一三〇五番地二		
〃	湯浅 信也	〃 天瀬町五馬市八二八番地		
〃	竹尾 秀広	〃 天瀬町五馬市六八六番地二		
〃	梅木 孝則	〃 天瀬町五馬市七九三番地二		
〃	松原 雅隆	〃 天瀬町五馬市八一八番地三		
〃	松本 隆義	〃 天瀬町五馬市七七九番地		
〃	梅木 久海子	〃 天瀬町五馬市一〇五六番地三		
<p>（退任役員）</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、千町無田土地改良区（玖珠郡九重町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>令和五年七月二十五日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>				
役員		氏名	住	所
〃	梅木 久海子	〃 天瀬町五馬市一〇五六番地三		
〃	財津 秀彦	〃 天瀬町女子畑九二一番地		
<p>（就任役員）</p>				
役員	氏名	住	所	
理事	今村 徹	玖珠郡九重町大字田野二四〇七番地の一		
〃	高石 勝明	〃 大字田野二三八六番地の一		
〃	高田 秋男	〃 大字田野二四一五番地の二九三		
〃	鷲頭 栄治	〃 大字田野二四一五の二四二番地		
〃	倉原文 男	〃 大字田野二四一五番地の七		
〃	高野 克己	〃 大字田野二四二七番地の一		
〃	小野 桂喜	〃 大字田野一六九九番地一一三		
〃	甲斐 勝太郎	〃 大字田野一八九六番地		
監事	高石 憲治	〃 大字田野二三八六の一番地		
〃	高倉 利己	〃 大字田野二四一五番地の一		
〃	池松 守	〃 大字田野二四一五番地の六六〇		
<p>（退任役員）</p>				
役員	氏名	住	所	
理事	今村 徹	玖珠郡九重町大字田野二四〇七番地の一		
〃	江上 貴光	〃 大字田野二四一五の三〇九番地		

〃	高田秋男	〃	大字田野二四一五番地の二九三
〃	高倉常夫	〃	大字田野二四一五番地の一
〃	田中卓一郎	〃	大字田野二四一五番地の一
〃	田中利美	〃	大字田野二四一五の一〇六番地
〃	小野桂喜	〃	大字田野一六九九番地一一三
〃	甲斐拓磨	〃	大字田野一八一四番地の二
監事	荒井健次郎	〃	大字田野二四一五番地の二一
〃	森政光	〃	大字田野二四〇七番地の一
〃	馬場陸之	〃	大字田野二三八六番地の四一

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和五年七月二十五日

大分県立病院長 佐藤昌司

一 調達をする特定役務の種類

診療材料等調達及び物品管理業務委託

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
 (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九

条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他大分県立病院長が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

病院所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班
 〒八七〇一八五一 大分市豊饒二丁目八番一号
 電話 ○九七―五四六―七二三一

3 申請の時期

令和五年七月二十五日から同年九月四日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

令和五年七月二十五日

大分県報（公告）

資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法
三の2の場所において交付する。

六 入札参加資格の取消し等
1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後三年間の範囲内で大分県立病院長が定める期間競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書（告示第八条に規定する変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合
(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和五年七月二十五日
大分県立病院長 佐藤 昌司

一 調達をする物品等の種類
手術台一式（本体及び周辺機器の搬入・設置並びに現有機器の撤去を含む。）

二 競争入札の参加者の資格
1 競争入札に参加することができない場合

次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十

七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。））
(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）
(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）
(五) その他大分県立病院長が必要と認める事項

3 告示による入札参加資格を取得している者は、大分県立病院長が発注する競争入札に参加する資格があるものとする。

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
1 申請の方法

大分県立病院の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。
2 申請書の提出先及び問合せ先
大分県立病院事務局会計管理課物品管理班
〒八七〇一八五一 大分市豊饒二丁目八番一号

電話 ○九七一五四六一七四四〇

3 申請の時期

令和五年七月二十五日から同年九月四日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づき入札参加資格審査の申請（隔年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

三の2の場所において交付する。

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までに掲げる者に該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書（告示第八条に規定する変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 一の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和5年7月25日

大分県立病院長 佐 藤 昌 司

1 競争入札に付する事項

(1) 特定役務の種類

診療材料等調達及び物品管理業務委託

(2) 委託契約期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

(3) 対象施設

大分市豊饒二丁目8番1号 大分県立病院

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 競争入札参加資格

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。

(2) 申請の方法

上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して提出すること。

(3) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号

電話 097-546-7231

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期

令和5年7月25日（火）から同年9月4日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書の提出先

上記2の(3)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号

電話 097-546-7231

(2) 日時

令和五年七月二十五日

大分県報（公告）

<p>令和5年7月25日（火）から同年9月4日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで 入札説明書の交付場所及び日時 上記4に同じ。</p> <p>5 競争入札参加条件 (1) 上記2の(1)に同じ。 (2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ウ 暴力団員が役員となっている事業者 エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者 オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班 (2) 提出期限 令和5年9月5日（火）午前10時</p> <p>9 開札の場所及び日時等 (1) 開札場所 大分県立病院3階 地域医療室 (2) 日 時 令和5年9月5日（火）午前10時 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この</p>	<p>場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っていない場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項 見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に大分県立病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したものの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>13 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 契約に関する事務を担当する部局の名称</p>
--	---

上記2の(3)に記載する部局とする。

15 その他

- (1) この調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Supply Processing and Distribution System for medical materials etc.1set
- (2) Delivery period
From 1 October,2023 to 30 September,2026
- (3) Delivery place
Oita Prefectural Hospital
- (4) Time limit for tender
10:00am. 5 September,2023
- (5) Contact office for contract
Supplies and Property Management Section
Accounting Management Division
Oita Prefectural Hospital
2-8-1 Bunyou,Oita City 870-8511
Tel 097-546-7231

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和5年7月25日

大分県立病院長 佐藤 昌司

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類及び予定数量
手術台一式（本体及び周辺機器の搬入・設置並びに現有機器の撤去を含む。）
 - (2) 納入期限
令和6年3月31日（日）
 - (3) 納入場所
大分県立病院
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 競争入札参加資格

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。

(2) 申請の方法

(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して提出すること。

(3) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班
〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号
電話 097-546-7440

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期

令和5年7月25日（火）から同年9月4日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書の提出先

2の(3)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班
〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号
電話 097-546-7440

(2) 日時

令和5年7月25日（火）から同年9月4日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
入札説明書の交付場所及び日時
4に同じ。

6 競争入札参加条件

(1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。

令和五年七月二十五日

大分県 佐藤 昌司

九

<p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(3) この調達に係る入札説明書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班</p> <p>(2) 提出期限 令和5年9月5日（火）午前9時30分</p> <p>ただし、郵送の場合は、同月4日（月）午後5時までに必着のこと。</p> <p>9 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県立病院3階 地域医療室</p> <p>(2) 日時 令和5年9月5日（火）午前9時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項</p>	<p>見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に大分県立病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>2の(3)に記載する部局とする。</p> <p>15 その他</p> <p>この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>16 Summary</p>
--	---

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Operating table
Quantity : 1 set
- (2) Delivery Deadline
March 31, 2024
- (3) Delivery Place
Oita Prefectural Hospital
- (4) Time limit for tender
9:30am, September 5, 2023
- (5) Contact office for contract
Supplies and Property Management Section
Accounting Management Division
Oita Prefectural Hospital
2-8-1 Bunyou, Oita City 870-8511
TEL 097-546-7440

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年七月二十五日

大分県立病院長 佐藤 昌司

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
高圧蒸気滅菌装置四基（本体及び周辺機器の搬入・設置を含む。）
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県立病院事務局会計管理課
大分市豊饒二丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日
令和五年七月五日
- 四 落札者の氏名及び住所
山下医科器械株式会社 大分支社 支社長 友野 賢治
大分市光吉九二七一一
- 五 落札金額
六千九百九十六万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札
七 一般競争入札を公告した日
令和五年五月二十六日

○ 雑 報

大分県市町村職員共済組合理事長相馬尊重から、大分県市町村職員共済組合の令和四年度決算の要旨について、次のとおり登載依頼があった。
令和五年七月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県市町村職員共済組合公告

大分県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、令和4年度決算の要旨を公告する。

令和5年7月25日

大分県市町村職員共済組合
理事長 相馬 尊重

損益計算書の要旨

(単位:千円)

	経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資
収 入	負担金	4,267,554	10,405,204	544,485	78,154			142,898	337,606			
	掛金	4,297,307	6,633,113	544,479					161,850			
	連合会交付金							60,418			87	
	利息及び配当金	41				1,408		20	5,341	132,925		3
	その他の収入	459,570						7		2,927	8,167	16,447
	他経理から繰入							27,194				
	前年度繰越支払準備金	591,823										
	計	9,616,295	17,038,317	1,088,964	78,154	1,408	0	230,537	504,797	135,852	8,254	16,450
支 出	給付	4,648,486										
	負担金払込金		10,405,204	544,485	78,154							
	掛金払込金		6,633,113	544,479								
	役職員給与							91,616	26,450	8,528	3,682	10,750
	旅費・事務費							14,900	2,407	701	309	572
	委託費							9,213	1,835			210
	事務費負担金払込金							63,470				
	支払利息						1,408			90,129	1,409	
	連合会払込金	104,983										
	連合会拠出金	395,498										
	前期高齢者納付金	877,773										
	後期高齢者支援金	1,668,633										
	病床転換支援金	5										
	退職者給付拠出金											
	介護納付金	898,696										
	他経理へ繰入	27,195										
	その他の支出	5,536						44,376	446,544	3,090	1,273	4,498
次年度支払準備金	716,747											
計	9,343,552	17,038,317	1,088,964	78,154	1,408	0	223,575	477,236	102,448	6,673	16,030	
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	272,743	0	0	0	0	0	6,962	27,561	33,404	1,581	420	

貸借対照表の要旨

(単位:千円)

資産	流動資産	1,679,247	1,030,476	68,684	515	10,300		628,874	1,596,029	2,070,630	90,712	232,157
	固定資産					117,000				12,256,519	603,108	
	繰延資産											
資産合計		1,679,247	1,030,476	68,684	515	127,300	0	628,874	1,596,029	14,327,149	693,820	232,157
負債	流動負債	12,748	1,030,476	68,684	515			6,932	12,585	13,366,475		49,693
	固定負債	716,747				127,300		110,272	77,041	13,927	170,827	17,284
	負債合計	729,495	1,030,476	68,684	515	127,300	0	117,204	89,626	13,380,402	170,827	66,977
資本	資本剰余金											
	積立金											
	利益剰余金	949,752						511,670	1,506,403	946,747	522,993	165,180
	欠損金											
純資産合計		949,752	0	0	0	0	0	511,670	1,506,403	946,747	522,993	165,180
負債・純資産合計		1,679,247	1,030,476	68,684	515	127,300	0	628,874	1,596,029	14,327,149	693,820	232,157

令和五年七月二十五日

大分県報(雑報)

一一一